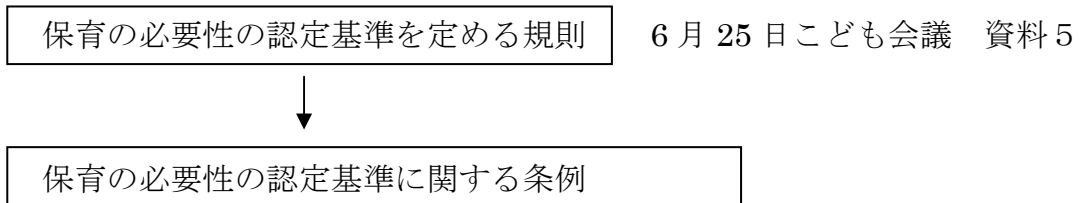


保育の必要性の認定基準に関する基準条例について

○規則から条例への変更について



【変更理由】

現行の加賀市保育の実施に関する条例に、「保育に欠ける」事由が定められている。そのため、現行条例を改正することとする。

現 行		新 制 度	変更内容
「保育に欠ける」事由		「保育の必要性」の事由	
保育の実施に関する条例	対象者：保護者及び同居の親族	対象者：保護者	対象変更
	①就労	①就労（下限時間 48 時間）	下限時間
	②妊娠・出産	②妊娠・出産	※1
	③保護者の疾病・障害	③保護者の疾病・障害	変更なし
	④同居親族の介護	④同居又は長期入院等している親族の介護	対象拡大
	⑤災害復旧	⑤災害復旧	変更なし
	⑥その他	⑥求職活動（起業準備含む）	条例追加
	⑦育児休業時に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	条例追加	
	⑧虐待やDVのおそれがあること	条例追加	
	⑨就学（職業訓練含む）	条例追加	
	⑩その他、上記に類する状態として市長村が認める場合	変更なし	

【課題】

※1について

妊娠・出産の事由での保育園入園は、出産後 8 週間とされている。

しかし、乳児と上の子どもを家庭で育児するのは、保護者の負担が大きい。保育園からも、母親の育児不安やノイローゼ等心配する意見が出ている。